

2. 事業の目的と概要	
<p>(1) 事業概要</p>	<p>本事業は、ナイロビ市の暴力的過激派の影響が深刻なイースリー地区において、特に勧誘されるリスクの高い 14～35 歳の若者を主な対象とし、過激化を初期段階で予防するための人材育成と仕組みづくりを行う。本事業では、以下の 3 つのアプローチを通じ、過激化の根本原因の解決に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 高リスクの若者への心理社会的サポート</li> <li>② 暴力的過激化予防のコミュニティ行動計画の策定・実施支援</li> <li>③ 若者の起業能力向上とキャリア構築支援</li> </ul> <hr/> <p>This project focuses on human resource and mechanism development to prevent radicalization of youth between the ages of 14 and 35 years at early stage in Eastleigh, Nairobi, where the influence of violent extremism is serious. This project will address some of the principal factors that make the youth in Eastleigh vulnerable to violent extremism through the following approaches:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① Psychosocial support for youth at risk of Violent Extremism</li> <li>② Community-based initiative for youth engagement in Preventing Violent Extremism (PVE)</li> <li>③ Empowerment of youth on business and career opportunities</li> </ul>
<p>(2) 事業の必要性(背景)</p>	<p>ケニアでは、アル・シャバーブなどの暴力的過激主義による事件が後を絶たない。2017 年は 97 件のテロ事件が発生し、126 人が犠牲となった。大規模な襲撃事件としては、2013 年 9 月のナイロビショッピングモール（死者 67 人）、2015 年 4 月ケニア北東部のガリッサ大学（同 147 人）、2019 年 1 月のナイロビの複合商業施設（同 21 人）があり、これ以外にも散発的な襲撃事件がたびたび起こっている。</p> <p>暴力的過激派による事件の急増を受け、ケニア政府は 2014 年にテロ対策の調整機関として National Counter Terrorism Center（以下、「NCTC」）を設立し、2016 年に国家戦略としての暴力的過激化対策「National Strategy To Counter Violent Extremism」（以下、「国家暴力的過激主義対策戦略」）を策定した。同戦略は、あらゆるセクターが 9 つの重点分野に共同で取り組む必要性を強調している。</p> <p>ケニアの首都ナイロビ市イースリー地区は、隣国ソマリアやダダーブ難民キャンプ、ソマリアとの国境沿いなどから流入する過激派組織の活動の温床として見られており、ケニア国内で多発するテロ対策として近年治安当局による厳しい取り締まりの対象となっている。治安当局による取り締まりの中には過度な取り締まりも発生しており、ソマリ系の住民を対象とした暴力、汚職行為、強制失踪<sup>1</sup>、違法な殺害なども確認されている。これら治安当局に対する恨みや恐怖に加え、雇用機会の不足を含む経済的困窮、悩みや問題を相談できる場の欠如などにより、社会への不満や人生への絶望感を抱える若者がアル・シャバーブなどの過激派組織や犯罪組織の扇動・勧誘により過激化し、テロや暴力行為の実行に加わる要因となっていることが判明している。</p> <p>子どもや若者が過激思想の影響を受けていることを家族や学校教員など身近な人間が事前に察知することもあるが、警察や治安当局に対し不信感を抱くがゆえに相談できず、過激化を防げていない事例も多い。また、勧誘の手段も多様化しており、奨学金授与、物的支援、結婚相手の紹介などと称して貧困層の男女の若者を戦闘員に勧誘するケースもある。このような過激化と暴力の拡散を防ぐため、若者が直面する勧誘手口やリスクを認識し、過激化予防の仕組みを整備するとともに、コミュニティ内</p>

<sup>1</sup>政府により理由もなく拘束され、行方不明になること。

での問題解決のノウハウを共有・蓄積し、過激化予防と平和構築のためにより幅広い層の住民が行動するための知識や手段の啓蒙が必要となっている。

本事業は3カ年事業の第3年次であるが、最終年次として、2年次までに実施してきたコンポーネント1: 高リスクの若者への心理社会的サポート、コンポーネント2: 暴力的過激化予防のコミュニティ行動計画の策定・実施支援、コンポーネント3: 若者の就業能力向上とキャリア構築支援の取り組みを強化・定着させ、現地で育成した若者が主体となり、コミュニティにおいて暴力的過激化の発生・拡散要因を持続可能な形で予防・緩和・解決することを可能な仕組みづくりを目指す。

**【1年次、2年次の活動の成果】**

1年次: イースリー地区の住民の中から選定・育成した心理社会的コミュニティワーカーにより、3か所に設置されたセラピールームにおいて、不安や心理的な葛藤を抱えた合計247人にカウンセリングを提供した。また、これらの心理社会的コミュニティワーカーは、合計879名に対し若者の暴力的過激化について啓発した。加えて、イースリー地区の若者を対象とした起業・キャリア構築セミナーには765人が参加し、若者の雇用機会拡充に寄与した。これらにより、若者の過激化を初期段階で予防する環境整備に貢献した。

2年次: 2019年10月1日現在、2年次にて新たに設置する3か所のセラピールームのうち、2か所は選定済みでMoU締結の作業途中、残り1か所は選定作業が終了し、設置に向けて準備中。心理社会的コミュニティワーカーは8月末までに165名にカウンセリングを提供した。若者の暴力的過激化予防のための啓発イベントは2回実施し、計409人が参加した。心理社会的コミュニティワーカーの起業を支援するためのビジネスメンターシップ研修(心理社会的コミュニティワーカーが安定的な収入源を確保するため、JCCPスタッフが講師となり、彼らとの対話を通じて向上心を育て、ビジネスプラン・市場の動きについて情報共有、起業に関する助言等をする事)は5回実施され、2年次の目標15人のうち7名が起業した。

**●「持続可能な開発目標(SDGs)」との関連性**

本事業は、貧困地域であるイースリー地区に住む若者に対し就業能力向上支援やキャリア構築セミナーを提供することから、SDGsの目標4「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」に貢献する。また、暴力的過激主義を予防するコミュニティ機能の強化を行うことから、目標16「持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する」に貢献する。

**●外務省の国別開発協力方針との関連性**

対ケニア共和国国別開発協力方針(旧国別援助方針)の別紙「事業展開計画(平成28年4月)」では、「東アフリカの要として地域の安定と平和に寄与する立場を取り戻すべくさらなる支援が必要」としており、ケニアおよび東アフリカで深刻化するテロ・暴力的過激主義の予防を通じた平和に寄与する本事業の目的と一致する。

	<p>●「TICAD7における我が国取組」との関連性</p> <p>TICAD7で採択された横浜行動計画 2019 の第 3 の柱である「平和と安定の強化」のうち、過激主義、テロリズム、暴力的過激主義に対する取り組みと合致する。同分野では、紛争の根本原因に対するグローバルな意識を高めること、過激派防止に向けた広域範囲の取組み支援の強化、若者向けの経済機会を増やすためのプログラムの実施が奨励されており、若者のエンパワーメントを通じた紛争予防及び平和構築の促進を目的とする本事業の目的と一致する。</p>
(3) 上位目標	ナイロビ市イースリー地区の暴力的過激派の影響が軽減され、治安が改善する。
(4) プロジェクト目標	<p>ナイロビ市イースリー地区において、勧誘されるリスクの高い若者の過激化が初期段階で予防される。</p> <p><b>コンポーネント 1</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・暴力的過激主義のリスクに晒されている若者に心理社会的サポートを提供する心理社会的コミュニティメンバーの能力が向上し、イースリーの若者が抱える課題を見つけ対処できると同時に、事業終了後もクライアントの照会先（リファラル）との連携が継続するよう、自立的な連携関係を構築する。</li> </ul> <p><b>コンポーネント 2</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1 年次に策定した「暴力的過激化予防のユース行動計画」が継続して実施され、ユースリーダーを中心とするタスクフォースとの連携により、事業終了後も「暴力的過激化予防のユース行動計画」が引継がれる仕組みが構築される。また、2 年次に策定される「暴力的過激化予防のコミュニティ行動計画」の活動が実施され、ステークホルダーとの連携を強化することで、事業終了後も活動が継続される仕組みを構築する。</li> </ul> <p><b>コンポーネント 3</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・心理社会的コミュニティワーカー及びユースリーダー(全 30 人)が、1 年次、2 年次に習得した起業に必要な基礎的な知識を生かし、30 人全員が起業する。</li> <li>・職業訓練校や金融機関等の協力を得てのべ 800 人のイースリーの若者に対してキャリア構築と起業に関する情報が提供されることで、必要な知識やサポートを得られる仕組みが構築される。</li> </ul>
(5) 活動内容	<p>本事業は、3 か年事業の第 3 年次として、暴力的過激化の根本原因の解決にコミュニティ自身が取り組むことが可能となるよう、若者を主体とした必要な人材の育成と仕組みづくりの強化を行う。</p> <p>第一に、過激化予備軍の若者が抱える問題が悪化する前に解決するとともに、暴力や虐待を受けた被害者に心のケアを提供するコミュニティ主体の心理社会的サポートを継続して実施する。事業期間を通して使用したセラピールームは、設置・建設先の団体へ譲渡、賃料を支払っているセラピールームについては、無償で設置可能な場所に移管することを含め、現地で継続的に活用できるような対応を行う。</p> <p>第二に、若者自身がコミュニティで暴力的過激化を予防するために必要な方法を考え、必要な啓発や活動を実行するための能力強化を行い、コミュニティでの啓発など具体的な活動を若者主体で実施する。</p> <p>第三に、経済的な理由による暴力的過激派への参加を予防するため、若者に対する就業能力向上およびキャリア構築のための支援を行う。これらの活動を、治安当局や行政、宗教指導者や地域指導者たちと協力しながら実施することで、イースリー地区での若者の過激化につながる要因をコミュニティの若者たちが主体となり未然に防</p>

ぐことを可能とし、地域の安定化と平和を維持できるようにすることを目指す。

第3年次における主な活動は以下のとおりである（活動の連番は3年間を通じた事業計画における番号）。詳細は、別紙1「具体的な事業内容」を参照願いたい。

#### コンポーネント1：高リスクの若者への心理社会的支援

このコンポーネントでは、心理社会的サポートを提供するコミュニティメンバー（心理社会的コミュニティワーカー）を育成し、恒常的に支援活動ができるようにすることを目指している。第1年次で選定した30人の中から、より適切な人材15名をコンポーネント2の実施主体となるユースリーダーとして選定した。

第3年次申請（活動内容は主なもののみ。第1年次の事業変更含む。3年目の全活動は別紙1を参照）

一年目	<p><b>1.1 持続可能な心理社会的サポート体制の構築</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 心理社会的コミュニティワーカー30人の選定・育成</li> <li>・ 3つのセラピールームの設置とのべ220人のコミュニティ住人に心理社会的サポートを実施</li> <li>・ 心理社会的サポート提供及び照会先（リファラル）の連携の仕組みを構築</li> </ul> <p><b>1.2 暴力的過激主義のリスクに晒されている若者に心理社会的サポートを提供するコミュニティメンバーの能力向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過去事業の裨益者、照会先（リファラル）、行政、警察の関係者を含めて、経験共有のためのフォーラムを開催</li> <li>・ 30人の心理社会的コミュニティワーカーに対して心理社会的サポートに関する基礎技能研修を実施</li> <li>・ 1年目の終了時に30人の心理社会的コミュニティワーカーに対して心理社会的サポートに関する技能を測り、特に優れた技能を持つ15人をユースリーダーとして選定。2年目以降、コンポーネント2のユースリーダーとして活動を実施。</li> </ul>
二年目	<p><b>1.1 持続可能な心理社会的サポート体制の構築</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たに3つのセラピールームを学校や現地NGOに設置する。</li> <li>・ 30人の心理社会的コミュニティワーカーによる心理社会的サポートをモニタリングし、課題や教訓を記録する。</li> <li>・ 学校、病院、警察等の照会先（リファラル）との連携の仕組みを強化する。</li> <li>・ 心理社会的コミュニティワーカーがオンライン上でクライアントデータを報告するための仕組みを整備する。</li> <li>・ 30人の心理社会的コミュニティワーカーにオンライン上でクライアントデータを報告する手法を指導する。</li> <li>・ 心理社会的サポートにより心理社会的な課題が解決されたクライアントや、それに関わった心理社会的コミュニティワーカーの成功談を記録する。</li> <li>・ 30人の心理社会的コミュニティワーカーにより、コミュニティ住民に心理社会的サポートの提供が継続される。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1.2 暴力的過激主義のリスクに晒されている若者に心理社会的サポートを提供するコミュニティメンバーの能力向上</li> <li>・ 前期事業の裨益者であるマザレ・スラム、キアンビウ・スラム、照会先（リファラル）、行政、警察の関係者を含めて経験共有のためのフォーラムを開催する</li> <li>・ 心理社会的サポートに関する基礎技能研修（1年目の発展編）の教材を開発する。</li> <li>・ 30人の心理社会的コミュニティワーカーに対して心理社会的サポートに関する基礎技能研修（1年目の発展編）を実施する。</li> <li>・ 30人の心理社会的コミュニティワーカーに対して技術的なスーパービジョン<sup>2</sup>研修を実施する。</li> <li>・ 30人の心理社会的コミュニティワーカーに対してモニタリング指導を行う。</li> <li>・ 30人の心理社会的コミュニティワーカーの心理社会的サポートに関する技能を測り、必要なサポートを提供する。</li> <li>・ 心理社会的コミュニティワーカー代表、警察官、病院、学校、行政を含むリファラル先及び関係者に対し、心理社会的サポートの結果得られた課題の共有と関係構築のモニタリングのための会合を行う。</li> </ul>
三年目	<p><b>1.1 持続可能な心理社会的サポート体制の構築</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たにのべ300人のコミュニティ住人に心理社会的サポートを実施。</li> <li>・ 事業終了後もクライアントの照会先（リファラル）となる学校、病院、警察等との連携が継続するよう、自立的な連携関係を構築する。</li> <li>・ クライアントデータを分析し、分析結果を照会先（リファラル）、ステークホルダー（コミュニティ団体、治安組織、若者グループ等）に共有する。</li> <li>・ 30人の心理社会的コミュニティワーカーによる心理社会的サポートをモニタリングし、課題や教訓を記録する。暴力的過激主義に直接関連があるクライアント情報についてはJCCPに直ちに共有し、適切なフォローアップと記録を行う。</li> <li>・ 心理社会的サポートにより心理社会的な課題が解決されたクライアントや、それに関わった心理社会的コミュニティワーカーの成功例を記録する。その際、暴力的過激主義の予防への関連度がより高い事例の抽出を優先する。</li> <li>・ 6つのセラピールームを設置・建設した先の団体へ譲渡する、もしくはコミュニティで持続的に活用するために適した形での対応を行う。</li> </ul> <p><b>1.2 暴力的過激主義のリスクに晒されている若者に心理社会的サポートを提供するコミュニティメンバーの能力向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 心理社会的サポートに関する基礎技能研修（2年目の発展編）の教材を開発する。</li> <li>・ 30人の心理社会的コミュニティワーカー（第1,第2年次と同じメンバーを継続的に育成）に対して心理社会的サポートに関する基礎技</li> </ul>

<sup>2</sup> カウンセリング提供者が適切なカウンセリングを実施できるよう、より経験があるカウンセリング提供者から指導・監督を得て、さらにスキルアップしていくこと。プロジェクトでは2期に、PCWは外部専門家より臨床カールスーパービジョンを受けた。

	<p>能研修を実施する（2年目の発展編）。30人の心理社会的コミュニティワーカーに対して技術的なスーパービジョン研修を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 30人の心理社会的コミュニティワーカーに対してモニタリング指導を行う。</li> <li>・ 30人の心理社会的コミュニティワーカーの心理社会的サポートに関する技能を測り、事業終了後も活動を継続できるよう助言を行う。</li> <li>・ 心理社会的コミュニティワーカー代表、警察官、病院、学校、行政を含むリファラル先及び関係者に対し、心理社会的サポートの結果得られた課題の共有と関係構築のモニタリングのための会合を行う。</li> </ul>
	<p><b>コンポーネント2：「暴力的過激化予防のコミュニティ行動計画」の策定・実施支援</b></p> <p>第2年次にてコミュニティが主体となって暴力的過激化を予防する枠組みを策定している。さらにユースリーダーが中心となって「暴力的過激化予防のユース行動計画」を策定、実施する。これを受け第3年次では、事業終了後も活動が継続されるよう、継続的にモニタリングし、引継ぎのためのタスクフォース会議を実施する。</p> <p>第3年次申請（活動内容は主なもののみ。第1年次の事業変更含む。3年目の全活動は別紙1を参照）</p>
<p>一 年 目</p>	<p><b>2.1. 事業周知イベント</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政関係者、警察、Nyumba Kumi<sup>3</sup>、平和委員会等の事業関係者を招き事業周知イベントを開催</li> </ul> <p><b>2.2. ベースライン調査</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 心理社会的コミュニティワーカーに対し、イスリーの若者が抱える課題や暴力的過激派の影響を調査するための研修を実施</li> <li>・ 調査を実施し、ナイロビ・カウンティ政府、NCTC、警察、コミュニティ団体、若者・女性グループ等150名を対象に、調査結果を共有・検証するためのフォーラムを開催</li> </ul> <p><b>2.3. 「暴力的過激化予防のユース行動計画」策定のためのカリキュラム・指針・手引きの作成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「暴力的過激化予防のユース行動計画」を策定するためのカリキュラム・指針・手引きを開発する。</li> </ul> <p><b>2.4. ステークホルダーの特定と連携関係の構築</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ イスリー地区のステークホルダー（コミュニティ団体、治安組織、若者グループ等）を特定し、面談や本事業への活動を通じて共同関係を構築</li> </ul> <p><b>2.5. 「暴力的過激化予防のユース行動計画」の作成と活動の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 暴力的過激化に関する早期警戒・早期対応活動や啓発活動を含む、「過激化予防のユース行動計画」を作成し、関係者間で合意</li> <li>・ 若者による暴力的過激化予防活動を技術的に支援する。</li> </ul>

<sup>3</sup> Nyumba Kumi（スワヒリ語で10世帯を意味）、ケニア政府が治安政策として導入したプログラムにおける、地域住民が主体となって犯罪予防や治安維持を目的とした複数の近隣世帯の集まり。近隣世帯で協力し合い、防犯等の情報共有や対策検討を行い、警察・行政とも連携して犯罪予防を目指した取り組みが行われている。

	<p>2. 6. 「暴力的過激化予防のユース行動計画」の活動のモニタリング</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「暴力的過激化予防のユース行動計画」の活動を継続的にモニタリングし、支援が必要な場合は適切なサポートを実施する。</li> </ul> <p>2. 4. ステークホルダーの特定と連携関係の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ステークホルダー（コミュニティ団体、治安組織、若者グループ等）との調整会議を1.5ヶ月に1回程度（計8回）実施し、「暴力的過激化予防のユース行動計画」および「暴力的過激化予防のコミュニティ行動計画」への提言やフィードバックを受ける</li> </ul> <p>2. 5. 「暴力的過激化予防のユース行動計画」の作成と活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 30人の心理社会的コミュニティワーカーに対して2日間の暴力的過激化予防研修（事前・事後評価を含む）、1日間のリーダーシップとピア・エデュケーション研修を実施する。</li> <li>・ 1年次に策定した「暴力的過激化予防のユース行動計画」の活動を若者が主体となり実施する。「暴力的過激化予防のユース行動計画」は、「若者」が主体となることに重点を置いたもの。コミュニティの平和と安全への貢献のための若者の役割を明らかにし、暴力的過激化とコミュニティの若者が抱える問題を若者自身で解決できるようになるための能力強化とレジリエンス力を高めるために必要となる行動を指針としてまとめたガイドラインにあたる。1年次に作成された行動計画では、異教徒間の対話、若い女性のためのフォーラムの開催、などが具体例として挙げた。心理社会的コミュニティワーカーが主体となり活動を実施する。</li> <li>・ 「暴力的過激化予防のユース行動計画」の活動の実施、運営の支援</li> <li>・ 心理社会的コミュニティワーカーから選抜された15人のユースリーダーが主体となって若者の暴力的過激化を予防するための啓発イベントを実施する。</li> <li>・ 「暴力的過激化予防のコミュニティ行動計画」の策定のための調整委員会（構成員は心理社会的コミュニティワーカー、ユースリーダー、コミュニティ内の紛争や治安情報に精通している平和委員会やNyumba Kumiのメンバー、イースリー地区行政官チーフなど）を設立する。「暴力的過激化予防のコミュニティ行動計画」は、上のユース行動計画により主体となった若者がさらに若者以外のアクターを含む「コミュニティ全体」に働きかけ、コミュニティ全体として取り組む暴力的過激化予防のための行動指針を示したもの。心理社会的コミュニティワーカー、平和委員会、Nyumba Kumiメンバー、イースリー地区行政官チーフ、女性グループ、宗教指導者などが、コミュニティの平和と安全のための、それぞれの役割を明確にし、その役割を果たすための行動指針を策定する。（各参加者グループで実施可能な指針を立てる。例えば、女性グループが女性視点の治安調査を行い、治安改善に従事する警察・地方行政・平和委員会等の組織に対して治安に対する意識の向上と行動の変化を促す。その結果、地方行政による街灯の増設や、警察による防犯パトロール実施数の増加、などが指針として策定される等）</li> <li>・ 若者が世界の平和と安全に果たす役割について規定した国連決議2250の簡略版を3,000部作成し、イースリー地区の若者に配布</li> <li>・ イースリー地区の若者60人と行政関係者・警察・平和委員会メンバー・教師等20人に対し、若者がコミュニティの平和に果たす役割を学ぶ2日間のワークショップを実施する。</li> <li>・ 「暴力的過激化予防のコミュニティ行動計画」の策定</li> </ul>
--	--

	<p>2. 6. 「暴力的過激化予防のユース行動計画」の活動のモニタリング</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「暴力的過激化予防のユース行動計画」の活動を継続的にモニタリングし、支援が必要な場合は適切なサポートを実施する。</li> <li>「暴力的過激化予防のユース行動計画」の活動により、暴力的過激化が予防された成功例を記録する。</li> </ul> <p>2. 4. ステークホルダーの特定と連携関係の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ステークホルダー（コミュニティ団体、治安組織、若者グループ等）との調整会議を実施し、「暴力的過激化予防のユース行動計画」および「暴力的過激化予防のコミュニティ行動計画」への提言やフィードバックを受ける。</li> </ul> <p>2. 5. 「暴力的過激化予防のユース行動計画」、「暴力的過激化予防のコミュニティ行動計画」の活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>30人の心理社会的コミュニティワーカーに対して3日間の暴力的過激化予防研修（事前・事後評価を含む）を実施する。若者の過激化の予兆の特定と過激化予防策（Signs of Radicalization and Deradicalization measures）の内容も研修教材に取り入れる。</li> <li>2年次に引き続き若者が主体となり、1年次に策定した「暴力的過激化予防のユース行動計画」で策定した活動を実施する。</li> <li>「暴力的過激化予防のユース行動計画」の活動の実施、運営を支援する。</li> <li>心理社会的コミュニティワーカーから選抜された15人のユースリーダーが主体となって、若者の暴力的過激化を予防するための啓発イベントを実施する。また、暴力的過激化予防のための啓発ビデオを作成し、より効果的な暴力的過激化に関する知識の普及を目指す。</li> <li>①30人の心理社会的コミュニティワーカー、②女性グループ、③若者グループ、④Nyumba kumi、行政、警察、教員等、⑤宗教指導者・指導者が、若者の過激化の予兆の特定と過激化予防策含むコミュニティレベルでの予防対応について協議するタスクフォース会議を実施し、若者（ユース）以外のコミュニティのステークホルダーの対応も含めたコミュニティ行動計画を立てる。過激化予防の要素含む新たなアクションについては、2年次に策定される「暴力的過激化予防のコミュニティ行動計画」に追加して盛り込まれ、関係者に配布されるほか、具体的な予兆や対策などの要素は3年次のコンポーネント1：心理社会的サポート研修およびコンポーネント2：過激化予防研修に盛り込まれる。</li> <li>ケニア政府の国家暴力的過激化対策戦略<sup>4</sup>の重点箇所を抜粋し、2.5.11で作成される「暴力的過激化予防のコミュニティ行動計画」の簡易版に盛り込む。（ケニアの国家暴力的過激化対策戦略は、政府だけでなく市民社会の取り組みも含めた内容となっているが、草の根レベルでの普及が進まず、ケニア政府はNGOや現地団体に協力を呼びかけている。ページ数が多く草の根レベルで理解と普及が困難な政府文書も、重点箇所のみ抜粋し2年次に策定されるコミュニティ行動計画に織り込むことで、一般の人々でもわかりやすい啓発教材やメッセージとして伝えることができる。）</li> <li>住民主体の「暴力的過激化予防のコミュニティ行動計画」の簡易版を作成・印刷し、3000部をユースリーダーおよび心理社会的コミュ</li> </ul>
--	--

三年目

<sup>4</sup> 国家暴力的過激主義対策戦略は、テロリズムと暴力的過激化に対するケニア政府の取り組みを示している。暴力の過激化、またテロ対策として必要となる知識、技術、アプローチを明確にし、政府機関だけでなく、民間、宗教指導者、コミュニティ指導者、NGO、現地団体（CBO）、研究者、メディア、市民社会すべての参加を求め、テロと暴力的過激化を防ぐものとしている。

	<p>ニティワーカーがイスリー地区の若者を含む住民に配布する。配布先は、現地団体である Berlin Self Help Group、Dens of Hope、Al-Hikma、イスリーの若者グループのためのプラットフォームである Eastleigh Residence Community Associates、イスリーでビジネスを営む全員が加盟する Eastleigh Business Community Associates、女性グループが加盟する Kamukunji Community Peace Network の予定。異なるグループを形成するネットワークにアプローチすることで、平和を担う人材に直接働きかけることができる。</p> <p><b>2.6. 「暴力的過激化予防のユース行動計画」、「暴力的過激化予防のコミュニティ行動計画」の活動のモニタリング</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「暴力的過激化予防のユース行動計画」、「暴力的過激化予防のコミュニティ行動計画」の活動を継続的にモニタリングし、支援が必要な場合は適切なサポートを実施する。</li> <li>・ 事業終了後の「暴力的過激化予防のユース行動計画」、「暴力的過激化予防のコミュニティ行動計画」の引継ぎのため、ユースリーダーを中心とするタスクフォース会議を実施する。</li> <li>・ ステークホルダー間で「暴力的過激化予防のユース行動計画」、「暴力的過激化予防のコミュニティ行動計画」の活動状況に係るレビュー会議を実施する。</li> <li>・ 「暴力的過激化予防のユース行動計画」、「暴力的過激化予防のコミュニティ行動計画」の活動により、暴力的過激化が予防された成功例を記録する。</li> </ul>
	<p><b>コンポーネント 3：若者の就業能力向上とキャリア構築支援</b></p> <p>第 3 年次では、選定された 30 人の心理社会的コミュニティワーカー全員が稼業を開始することを目指す。事業終了後も、計画的、継続的にビジネス運営ができるよう研修を実施し、活動のモニタリングとフォローアップを行う。</p> <p>第 3 年次申請（活動内容は主なもののみ。第 1 年次の事業変更含む。3 年目の全活動は別紙 1 を参照）</p>
<p>一 年 目</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>3.1. 心理社会的コミュニティワーカーとユースリーダーの収入源確保・収入向上</b></li> <li>・ 30 人の心理社会的コミュニティワーカー（コンポーネント 1）とユースリーダー（コンポーネント 2）に対し、収入源確保・収入向上支援研修（月次で計 10 回）を実施し、ビジネスの基本的な考え方（コスト、売り上げ、利益の計算方法等）や、稼業となりうるニーズを日常生活の中から発掘する方法を学ぶ。</li> <li>・ 心理社会的コミュニティワーカーとユースリーダーのこれまでの経験や既に持っているスキルから、稼業に活用できそうな経験や知識を抽出する。</li> <li>・ 稼業となりうるニーズと自らが持つスキルを考慮し、コミュニティワーカーとユースリーダーそれぞれが二つ程度の稼業計画を立てる。</li> <li>・ 心理社会的コミュニティワーカーとユースリーダーが上記で候補として挙げた稼業について、収益性や市場の競争力等を調査する。JCCP は右記調査実施のための助言や技術的な支援を行う。</li> <li>・ 収益性や市場の競争力等の調査結果を踏まえ、30 人の心理社会的コ</li> </ul>

	<p>コミュニティワーカーとユースリーダーが稼業として望ましい計画を一つ選択する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記で選択した稼業計画を最終化する。一年目の目標は稼業計画の最終化。</li> <li>・ 最終化した計画を基に、心理社会的コミュニティワーカーとユースリーダーが順次、稼業を開始（初期投資費用やランニングコストは30人の心理社会的コミュニティワーカーとユースリーダー自身が捻出）する。</li> <li>・ 稼業を開始した心理社会的コミュニティワーカーとユースリーダーのビジネスの現場を訪れ、活動のモニタリングとフォローアップを実施する。</li> </ul> <p><b>3.2. キャリア構築と起業に関する情報提供</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ イースリー地区の若者200人を対象にキャリア構築セミナーを2回実施（計400人に裨益。以下の起業セミナーの参加者とは別の参加者を想定。職業訓練校や大学等から講師を招き、ケニアの労働市場の動向や、求められるスキル等について情報提供）</li> <li>・ イースリー地区の若者200人を対象に起業セミナーを2回（計400人に裨益。上記のキャリア構築セミナーの参加者とは別の参加者を想定。具体的な起業アイデアや成功談を若者に紹介し、起業に際して利用可能な支援サービスの情報（貯蓄信用組合等）や、実際の利用にあたって必要な手続きに関する情報提供）</li> <li>・ 15人のユースリーダーがセミナーに参加した他の若者を対象に、セミナーで情報提供した各サービスを使用できるよう必要な相談対応等のサポートを継続的に実施する。</li> </ul>
二年目	<p><b>3.1. 心理社会的コミュニティワーカーとユースリーダーの収入源確保・収入向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一年目に最終化した稼業計画を基に、30人の心理社会的コミュニティワーカーとユースリーダーが順次、稼業を開始（初期投資費用やランニングコストは30人の心理社会的コミュニティワーカーとユースリーダー自身が捻出）する。2年目の目標は15人のメンバーの稼業支援開始。</li> <li>・ 30人の心理社会的コミュニティワーカーとユースリーダーの稼業計画とビジネスキットの配布案を最終化し、キットを配布する（稼業の安定化に必要な機材。例：1年目に手絞りの果物ジュース屋を開いたメンバーに対し2年目に向け生産性と収益拡大のため機械のジュースャーを供与する等）。一年目に自費で開始した稼業を軌道に乗せ、安定的に収益を得られるようにすることを目指す。キットの配布は心理社会的コミュニティワーカーとユースリーダーが所属する現地コミュニティ団体を通じて実施し、キットの維持管理も当該団体が行う。</li> <li>・ キットを配布した心理社会的コミュニティワーカーとユースリーダーの稼業の現場を訪れ、活動のモニタリングとフォローアップを実施。一年目から継続的に実施している収入源確保・収入向上支援研修（3.1）で培った知識を実際の稼業で生かし、問題なく稼業を行っていることの確認を行う。</li> <li>・ 30人の心理社会的コミュニティワーカーとユースリーダーに対し、収入源確保・収入向上支援研修を実施し、稼業の開始と継続に必要</li> </ul>

	<p>な知識を継続的（月次で計 12 回）に指導する。</p> <p><b>3.2. キャリア構築と起業に関する情報提供</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ イースリー地区の若者 200 人を対象にキャリア構築セミナーを 2 回実施（計 400 人に裨益。以下の起業セミナーの参加者とは別の参加者を想定している。職業訓練校や大学等から講師を招き、ケニアの労働市場の動向や、求められるスキル等について情報提供する。1 年目から状況が変わっている場合は、最新の情報にアップデートし情報提供する）</li> <li>・ イースリー地区の若者 200 人を対象に起業セミナーを 2 回実施する（計 400 人に裨益。上記のキャリア構築セミナーの参加者とは別の参加者を想定。具体的な起業アイデアや成功談を若者に紹介し、起業に際して利用可能な支援サービスの情報（貯蓄信用組合等）や、実際の利用にあたって必要な手続きに関する情報提供。1 年目から状況が変わっている場合は、最新の情報にアップデートし情報提供する）。</li> <li>・ 15 人のユースリーダーがセミナーに参加した他の若者を対象に、セミナーで情報提供した各サービスを使用できるよう必要な相談対応等のサポートを継続的に実施</li> </ul> <p>三 年 目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>3.1. 心理社会的コミュニティワーカーとユースリーダーの収入源確保・収入向上<sup>5</sup></b></li> <li>・ 2 年目に稼業を開始していない心理社会的コミュニティワーカーとユースリーダーも順次、稼業を開始する（初期投資費用やランニングコストは 30 人の心理社会的コミュニティワーカーとユースリーダー自身が捻出）。3 年目の目標は 30 人全員の稼業支援を開始し、事業終了後も安定的に稼業を実施できるようにする。</li> <li>・ 2 年目で稼業を開始していない 15 人の稼業計画とビジネスキット（マシンやバイクの部品等、稼業の安定化に必要な機材）の配布案を最終化し、キットを配布。N 連事業期間中に起業できないと判明した場合、収入向上のために必要となるスキル・知識の獲得のための支援を、事業期間を通して引き続き行う（例：経済能力向上のために必要となる研修への参加、すでに起業しているメンバーと共同でビジネスを行う）。</li> <li>・ 30 人の心理社会的コミュニティワーカーとユースリーダーのビジネスの現場を訪れ、活動のモニタリングとフォローアップを実施。</li> <li>・ 30 人の心理社会的コミュニティワーカーとユースリーダーに対し、収入源確保・収入向上支援研修を実施し、継続的なビジネス運営に必要な知識を継続的（毎月 1 回計 12 回を予定）に指導する。</li> <li>・ 事業終了時に心理社会的コミュニティワーカーとユースリーダーの経済能力をモニタリングする調査を実施する。</li> <li>・ 稼業を開始した 30 人の心理社会的コミュニティワーカーとユースリーダーの具体的な起業・就業例や成功例を記録。</li> </ul> <p>・ <b>3.2. キャリア構築と起業に関する情報提供</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ イースリー地区の若者 200 人を対象にキャリア構築セミナーを 2 回実施（計 400 人に裨益。以下の起業セミナーの参加者とは別の参加</li> </ul>
--	---

<sup>5</sup> 2019 年 10 月 1 日現在、7 名が稼業開始。ビジネス内容は、寝具の製作販売、バイクタクシー運転手、仕立屋、スケート靴の販売、フルーツジュース販売、クリーニングサービス、飲食店経営。

	<p>者を想定。職業訓練校や大学等から講師を招き、ケニアの労働市場の動向や、求められるスキル等について情報提供。2年目から状況が変わっている場合は、最新の情報にアップデートし情報提供する)参加者には、セミナーで扱われる内容が記載された資料を配布する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ イースリー地区の若者 200 人を対象に起業セミナーを 2 回 (計 400 人に裨益。上記のキャリア構築セミナーの参加者とは別の参加者を想定。具体的な起業アイデアや成功談を若者に紹介し、起業に際して利用可能な支援サービスの情報 (貯蓄信用組合等) や、実際の利用にあたって必要な手続きに関する情報提供。2年目から状況が変わっている場合は、最新の情報にアップデートし情報提供する)参加者には、セミナーで扱われる内容が記載された資料を配布する。</li> <li>・ 15 人のユースリーダーがセミナーに参加した他の若者を対象に、セミナーで情報提供した各サービスを使用できるよう必要な相談対応等のサポートを継続的に実施し、支援が必要な場合は JCCP スタッフが適切なサポートを実施する。</li> </ul>
<p><b>モニタリング評価</b> 第 3 年次申請 (第 1 年次の事業変更含む。)</p>	
一 年 目	<p>4.1. 裨益者の 45 人 (本事業の啓発活動やセミナーに参加したイースリー地区の若者 15 人、イースリー地区の平和委員会やコミュニティ団体等のステークホルダーの女性 15 人、イースリー地区の平和委員会やコミュニティ団体等のステークホルダーの男性 15 人) に対して、事業終了時にインタビュー調査を実施する。</p> <p>4.2. 45 人の事業関係者 (行政関係者、警察、宗教指導者、コミュニティ団体、教師、平和委員会、心理社会的コミュニティワーカー、ユースリーダー) との事業評価フォーラムを実施する。</p>
二 年 目	<p>4.1. 裨益者の 45 人 (本事業の啓発活動やセミナーに参加したイースリー地区の若者 15 人、イースリー地区の平和委員会やコミュニティ団体等のステークホルダーの女性 15 人、イースリー地区の平和委員会やコミュニティ団体等のステークホルダーの男性 15 人) に対して、事業終了時にインタビュー調査を実施する。</p> <p>4.2. 45 人の事業関係者 (行政関係者、警察、宗教指導者、コミュニティ団体、教師、平和委員会、心理社会的コミュニティワーカー、ユースリーダー) との事業評価フォーラムを実施する。</p>
三 年 目	<p>4.1. 裨益者の 75 人 (心理社会的コミュニティワーカーとユースリーダーの 30 人、本事業の啓発活動やセミナーに参加したイースリー地区の若者 15 人、イースリー地区の平和委員会やコミュニティ団体等のステークホルダーの女性 15 人、イースリー地区の平和委員会やコミュニティ団体等のステークホルダーの男性 15 人) に対して、事業終了時にインタビュー調査を実施する。</p> <p>4.2. 75 人の事業関係者 (行政関係者、警察、宗教指導者、コミュニティ団体、教師、平和委員会、心理社会的コミュニティワーカー、ユースリーダー) との事業評価フォーラムを実施する。</p>

	<p>裨益人口：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>直接裨益人口：4,900人【心理社会的コミュニティワーカー30人、起業セミナーおよびキャリア構築セミナーの参加者のべ800人、心理社会的支援を受けるイースリー地区住人270人、ユースリーダー主体の若者の暴力的過激化予防の啓発イベントへの参加者800人、国家暴力的過激化対策戦略簡略版、「暴力的過激化予防のコミュニティ行動計画」の配布先イースリー地区の若者3,000人。</li> <li>間接裨益人口：約14,700人【イースリー地区の住人（1人の直接裨益者に対しその家族3人を想定。ケニアの家族の6割以上が構成人数4人以下であること、また本事業の直接裨益者の多くが若者であり平均構成人数より少ない家族人数であることが想定されるため3人に設定）】</li> </ul>				
(6) 期待される成果と成果を測る指標	本事業により期待される成果と、各成果の達成を測る指標 <b>コンポーネント1：高リスクの若者への心理社会的サポート</b>				
	<b>成果</b>	<b>成果指標</b>	<b>基礎値</b>	<b>目標値</b>	<b>確認方法</b>
	成果1： 持続可能な心理社会的サポート体制が構築される。	1、2年次に設置・建設したセラピールームのうち、設置先の団体に譲渡されたセラピールームの数	0カ所	6カ所	譲渡先の団体と結んだ覚書等
		心理社会的サポート・データベースへのカウンセリング実施データの蓄積	0	最新情報がデータベースに入力されている	月1回の実績データ <sup>6</sup>
		クライアントの抱える問題について、専門機関へ照会する際の、標準化された照会手順	0	照会手順が作成される	作成された照会手順
		心理社会的コミュニティワーカーとの協力関係が構築された（照会受け入れの協力可能と確認できた）照会先	0	19件 <sup>7</sup>	照会先リスト、協議議事録（双方署名）
	心理社会的コミュニティワーカー代表、警察官、病院、学校、行政をむりファラル先及び関係者を対象に、カウンセリングの結果得られた課題の共有と関係構築のモニタ	0回	全12回のうち8回 <sup>8</sup>	報告書	

<sup>6</sup> 2年次に構築されたデータベースを活用すべく、予定した（予約された）カウンセリング件数と、データベースに入力された実績データを照合し、アップデートが行われていることを、毎月確認する。

<sup>7</sup> クライアントが抱える課題（家族内暴力、薬物の乱用など）をカテゴリーごとに分類すると、現在必要な照会先は19件となっている。その19件と協議・合意し、双方署名の議事録をとり、継続的な協力関係の構築を見込む。

<sup>8</sup> モニタリング会合は毎月1回実施（年間12回）する。これまでJCCP主導で会合実施のための調整を行ってきたが、3期では計12回のうち、最低8回は心理社会的コミュニティワーカー主導で実施する。JCCPも実施のためのサポート（アジェンダ、課題、共有すべき事項を聞き取りした上で、ファシリテーションなど）をするため、計12回実施が可能。

		リングのための会合を、コミュニティワーカー主導で実施した回数。			
成果 2 : 暴力的過激主義のリスクに晒されている若者に心理社会的サポートを提供するコミュニティメンバーの能力が向上する。		心理社会的サポート技能研修の事前事後テストにおいて、スコアが上がり知識・技術の習得・向上が認められたコミュニティワーカー	0 人	心理社会的コミュニティワーカー30 人	事前事後テスト結果、報告書
		心理社会的サポートのクリニカルスーパービジョン*が実施可能な心理社会的コミュニティワーカー・リーダー <sup>9</sup> の人数（スーパービジョン研修の事後テストに合格したリーダー数）	0	6 名 <sup>10</sup>	事後テスト結果、報告書
		心理社会的コミュニティワーカー1 人当たりが、一か月間に実施するカウンセリングセッション数	2 期実績値	平均 8 セッション/人/月 <sup>11</sup>	データベース

### コンポーネント 2 : 暴力的過激化予防のコミュニティ行動計画の策定・実施支援

成果	成果指標	基礎値	目標値	確認方法
成果 3 : 「暴力的過激化予防のユース行動計画」、「暴力的過激化予防のコミュニティ行動計画」の活動が実施される。	「暴力的過激化予防のユース行動計画」に基づき実施する活動を、コミュニティワーカーとともに計画し実施するステークホルダー数	0 団体・組織	7 団体・組織 <sup>12</sup>	報告書、参加者リスト
	「暴力的過激化予防のユース行動計画」に基づき指定された重点課題に対応するために計画・実施された活動数	0 回	4 回 <sup>13</sup>	報告書

<sup>9</sup> 心理社会的コミュニティワーカー (PCWs) 30 名のうち、経験・技能ともに、他の PCW への指導・監督が可能な者。

<sup>10</sup> 2 年目までに設置した 6 ヶ所のセラピールームに各 1 名のリーダーがおり、クリニカルスーパービジョンが各ルームで実施できるようになる。

<sup>11</sup> 2020 年 11 月末時点でコミュニティワーカー一人が 1 カ月に行うセッション数は 4.2 回 (2 期実績値)。回数が増加だけを目指すのではなく、コミュニティワーカーの対応可能時間、自身の稼業との兼ね合いから、継続的に対応できるセッション数は 8 回となる。

<sup>12</sup> 内務省職員、ナイロビ・カウンティ職員、イースリー区政職員、Nyumba Kumi、平和委員会、若者グループ、女性グループの参加を想定。

<sup>13</sup> 1 年次にて策定されたユース行動計画では、重点的に取り組む 4 つの課題が特定された。(1.若者を過激化組織へ勧誘させるための手段として用いられる宗教、2.暴力過激化の被害者となる少女と女性、3.雇用機会の不足に悩む若者、4.犯罪集団の形成につながる若者の違法薬物の乱用。) これら 4 つの各課題に対して有効的で継続的実施が可能な活動を検討し実施する。

	ユースリーダー主体の若者の暴力的過激化予防の啓発イベントに参加した若者の数	0 人	800 人 <sup>14</sup>	報告書、啓発参加者リスト
	「暴力的過激化予防のコミュニティ行動計画」の配布数	0 部	3,000 部	報告書
	「暴力的過激化予防のコミュニティ行動計画」に基づき実施する活動を、コミュニティワーカーとともに計画し実施するステークホルダー数	0 団体・組織	9 団体・組織 <sup>15</sup>	報告書、参加者リスト
	「暴力的過激化予防のコミュニティ行動計画」に基づき指定された重点課題に対応するために実施された活動数	0 回	4 回	報告書
成果 4 :	「暴力的過激化予防のユース行動計画」、「暴力的過激化予防のコミュニティ行動計画」の活動がモニタリングされる。	0	解決策が策定される <sup>16</sup>	報告書

### コンポーネント 3 : 若者の就業能力向上とキャリア構築支援

成果	成果指標	基礎値	目標値	確認方法
成果 5 : 心理社会的コミュニティワーカー及びユースリーダーの経済的能力が向上する。	開始または拡大された稼業数	15 件	30 件	報告書
	稼業した結果、毎月継続的に得られるようになった所得額	0 シリング	12,000 シリング <sup>17</sup>	報告書
成果 6 : 就業とキャリア	起業セミナーの開催数及び参加人数	0 回 0 人	2 回 400 人	報告書、参加者リスト

<sup>14</sup> 活動地区では、若者が中心となり行う活動が少ないことが課題である。若者主体の啓発活動の実施は、地区の将来を担う若者、また、社会へ若者としての声を届けたいと願う彼らが、共通の目標を抱えるより多くの人々と交流し、ネットワークを構築することにつながる。各啓発イベントは毎回違ったテーマの元実施される（性差による暴力をなくす、など）。

<sup>15</sup> 内務省職員、ナイロビ・カウンティ職員、ユースリー区政職員、Nyumba Kumi、平和委員会、若者グループ、女性グループ、学校、警察の参加を想定。

<sup>16</sup> 成功事例として取りまとめ将来への教訓として残す。

<sup>17</sup> 事業で支給している謝金額が 12,000KES/月/人なので、少なくとも事業終了後も同額が収入として得られることを見込む。

	<p>ア構築に関する情報がコミュニティで提供される。</p>	<p>キャリア構築セミナーの開催数及び参加人数</p>	<p>0回 0人</p>	<p>2回 400人</p>	<p>報告書、参加者リスト</p>
		<p>起業セミナー後にて、起業のための具体的な道筋を示せるようになった参加者の割合</p>	<p>0%</p>	<p>80%以上</p>	<p>事前事後調査アンケート</p>
		<p>キャリア構築セミナー後にて、将来への道筋（必要なスキルを磨き、必要な経験を積み上げる過程）を示せるようになった参加者の割合</p>	<p>0%</p>	<p>80%以上</p>	<p>事前事後調査アンケート</p>
	<p><b>「TICAD7における我が国取組」の該当箇所</b></p> <p>本事業で実施する、暴力的過激化を初期段階で予防する取り組み、過激化予防の役割を担うコミュニティの若者の育成、経済的自立を目指した研修が横浜行動計画2019で掲げられた「平和と安定の強化」に該当する。30人の若者を心理社会的コミュニティワーカーとして育成し、平和構築に資する地域人材を育成し、本取組に寄与する。</p>				
<p>(7) 持続 発展性</p>	<p><b>1. 若者の能力強化</b></p> <p>イースリー地区の若者 30人がコミュニティ住民に心理社会的支援を提供できるよう心理社会的コミュニティワーカーとして育成する。加えてセラピールームの維持管理方法やカウンセリング履歴の管理方法などを指導することで、事業終了後も持続的にコミュニティ内で心理社会的支援が提供されることを目指す。なお、セラピールームの維持管理にかかる経費は、コンポーネント3で実施する心理社会的コミュニティワーカーの経済的能力の向上支援により彼らが起業するビジネスから生じる収入から賄われる。心理社会的支援分野の専門的な知見を有する現地 NGO (Action Support Care Center (ASCC)) と連携することで、事業終了後も、心理社会的コミュニティワーカーが継続的に指導を受けられる環境が維持されることを目指す。</p> <p><b>2. 現地関係者とのネットワーク構築とコミュニティの主体性</b></p> <p>若者主体の暴力的過激化予防の行動目標（イニシアチブ）の策定・実施支援においては、コミュニティ住民、地域指導者、行政機関、警察などの関係者間の連携を促進する。これにより、ソマリ系の多いイースリー地区固有の事情に即した現実的な行動目標をコミュニティが主体となって作成することが可能となる。本行動目標は、第2年次終了時に「暴力的過激化予防のコミュニティ行動計画」としてまとめられる予定である。第3年時において、策定された行動計画を関係者3,000人に配布、ステークホルダー（コミュニティ団体、治安組織、若者グループ等）等を対象に、「暴力的過激化予防のコミュニティ行動計画」に係るワークショップを通じ、各アクターによる活動実施を促進する。</p> <p>2年次に実施されているビジネスメンターシップ研修では、JCCPスタッフが講師となって助言するだけでなく、起業済み・起業準備中の心理社会的コミュニティワーカーが一堂に会し、情報・意見交換等を通じて彼らのネットワークも強化されており、事業終了後も彼らの間で、起業済み経験者からの知見の共有・助言や、支援し合うことが期待される。また起業セミナーやキャリアセミナーにて、心理社会的コミュニティワーカーとリソースパーソンが繋がることで、事業終了後においても継続して相談できるようになる。そのような関係・体制の強化・仕組みづくりを事</p>				

	<p>業終了までに行う。</p> <p>本事業の持続性・発展性を確認する方法として、事業期間を通じて設置されたセラピールームの維持がなされていること、事業期間を通じて育成した心理社会的コミュニティワーカーによる心理社会的サポートがコミュニティの住民に実施されていること、暴力的過激化予防に関する活動が行われていること、育成した若者がコミュニティの活動に継続的に従事していることなどがある。これらはCBOであるBerlin Self Help Group、Dens of Hope、Al-Hikma、Eastleigh Residence Community Associates、Eastleigh Business Community Associates、Kamukunji Community Peace Networkに問い合わせることで確認可能。</p>
--	--

(ページ番号標記の上, ここでページを区切ってください)